

令和7年3月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年3月11日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時35分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 落合 嘉朗
県立高校改革担当局長 田熊 徹
教育監 濱田 啓太郎
副局長 羽鹿 直樹
総務室長 宮田 一男
行政部長 高安 賢昌
指導部長 増田 年克
生涯学習部長 信太 雄一郎
企画調整担当課長 鈴木 寿則
管理担当課長 高橋 慶吏
県立高校改革担当課長 原田 賢
行政課長 飯田 馨
教職員企画課長 野村 雅朗
参事兼教職員人事課長 田村 暢
県立学校人事担当課長 大東 洋樹
厚生課長 菅原 一郎
参事兼高校教育課長 渡貫 由季子
高校教育企画担当課長 廣幡 清広
保健体育課長 磯貝 靖子
子ども教育支援課長 長田 裕一郎
文化遺産課長 鹿島 美雪
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 3 月定例会 会議日程

日時 令和 7 年 3 月 11 日（火） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

定教第 44 号議案	神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則
定教第 45 号議案	神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則
定教第 46 号議案	神奈川県指定重要文化財の指定について
定教第 47 号議案	人事案件について
定教第 48 号議案	人事案件について
定教第 49 号議案	人事案件について
定教第 50 号議案	人事案件について

日程第 2

報第 27 号	令和 6 年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について
---------	----------------------------------

2 協議・報告事項

報告 1	憲法改悪阻止神奈川県連絡会議及びこんな学習指導要領はイライナイ親と教師の会からの要請書等について
------	--

教育委員会 3 月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。

 本日の会議録署名委員ですが、笠原委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第 1 として「神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則」ほか 6 件の付議案件があります。

 また、日程第 2 として「令和 6 年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について」の報告案件があります。

 さらに、協議・報告事項として「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議及びこんな学習指導要領はイライナイ親と教師の会からの要請書等について」の報告があります。

 お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の定教第47号議案から定教第50号議案までの各議案は、人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第 7 項ただし書及び会議規則第35条第 1 項の関係規定に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。

 それでは、会議規則第22条の 2 の規定によりまして、下城委員に進行をお願いします。

下城委員 はじめに、日程第 1 の定教第44号議案に入ります。

定教第44号議案 神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則

 説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長 ファイル01「定教第44号議案」についてご説明します。本件は、教育局の組織再編等に伴い、神奈川県教育委員会教育局組織規則について、所要の改正をいたく提案するものです。

15/16ページ「定教第44号議案関係」の「2 改正の概要」をご覧ください。

「(1)」については、本県が幹事県となる令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けた準備体制の強化として、保健体育課内に高校総体推進室を設置するため、組織としての位置付けなど、所要の改正を行うものです。「(2)」については、障害者雇用の推進を図るため、総務室内のサポートオフィスを独立させ、新たな出先の機関とするため、組織としての位置付けや所掌事務の規定など、所要の改正を行うものです。また、「(3)」は、その他、所掌事務に係る規定の整理等により、所要の改正を行うものについて記載しております。

16/16ページをご覧ください。「(4)」は、今回の改正に伴い、改正が必要となる関連規則について、附則にて改正を行うものです。

「3 施行期日」は、令和7年4月1日です。なお、組織再編については、下に概要図を載せておりますので、併せてご確認ください。

また、2/16から14/16ページが、改正規則案及び新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧ください。

以上で「定教第44号議案」の説明を終わります。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員 サポートオフィスについては、今までもやっていたと思うのですが、今度のインターハイの対応は新規のことになるかと思うのですが、人員的にも増強されるのでしょうか。

管理担当課長 体制ですが、課長級の室長を配置した上で、10人程度の組織としてグループを再編する予定です。

佐藤委員 既存の保健体育課の中から、従来の事務について、人が削減されてしまうということはないのですね。

管理担当課長 増員をする予定です。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 他はいかがでしょうか。

笠原委員 担当する方々は、現状、保健体育課がある場所に。

管理担当課長 今、一部、大同生命ビルを借りているところもありまして、そちらで。

笠原委員 別のところでやるということ。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
 それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長をお願いします。

教育長 ただいまの定教第44号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 それでは次に、定教第45号議案に移ります。

定教第45号議案 **神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則**
 説明者 飯田行政課長

行政課長 ファイル02をお開きください。定教第45号議案「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明します。

「定教第45号議案」の1/4ページをご覧ください。県立高校改革実施計画（Ⅱ期及びⅢ期）に基づく県立高等学校の学科改編等に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について、所要の改正をいたしたく提案するものです。

2/4ページと3/4ページが、改正規則案及び新旧対照表となっております。後ほどご覧ください。

具体的な内容については、4/4ページ「定教第45号議案関係」でご説明します。まず、「1 改正の趣旨」です。県立高校改革実施計画（Ⅱ期及びⅢ期）に基づく県立高等学校の学科改編等に伴い、次の「2」でご説明する三つの内容の改正を行いたいと考えております。

「2 改正の内容」です。「(1)」は、昨年7月に神奈川県立高等学校等の設置に関する条例において変更した、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校の学校名を神奈川県立二俣川高等学校に変更するものです。「(2)」です。令和4年11月に再編統合により設置し、令和5年度入学生から生徒募集を停止していた神奈川県立相模原城山高等学校の「全日制の課程・普通科」について、本年3月をもって全ての生徒の在籍がなくなるため削除します。「(3)」です。神奈川県立海洋科学高等学校の専攻科の学科名を、より専門性を明確にした名称に改めるため、資料記載のとおり「航海科」「機関科」「無線技術科」に変更いたしたく改正するものです。

最後に、「3 施行期日」です。令和7年4月1日から施行したいと考えておりますが、「2 (3)」の神奈川県立海洋科学高等学校の専攻科の学科名の変更について

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは次に、進行の関係から、協議・報告事項の報告 1 に移ります。

説明者 渡貫高校教育課長

3/4ページの下部をご覧ください。要請は、四つの項目からなっております。本件については、例年要望を受けており、趣旨はこれまでと変わっていません。要望書に対しては、2月22日までに文書による回答を求められていましたが、教育委員会に報告後、3月末までを目途に、できる限り早く回答すると、両氏に対して連絡しています。これらの要請等について、事務局としては、これまでの教育委員会での議論や考

いう、細長く切った金箔を貼り付けて、文様を描く技法で、唐草文などの多様な文様が表されており、非常に良好な状態で残っています。また、本像の大きな特徴として、螺髪を粒ごとに巻いた銅線で表している点や、足裏に柄を作らない方法で台座に固定している点、手先が当初から銅製である点などが挙げられます。このような特徴を持つ阿弥陀如来立像は、鎌倉時代に初めて造られ、複数の作例があるものの、全国的には希少です。神奈川県内では小田原市本誓寺の2軀が知られており、既に神奈川県指定重要文化財となっております。本像はこれに劣らない優れた造形を示す像で、本県にとって高い文化財的価値があるという答申です。

なお、7/9ページ以降に本像の写真を掲載しております。こちらは、神奈川県立歴史博物館が本像を展示した際に撮影したものとなっております。使用については、県立歴史博物館及び善福寺ともに承諾をいただいているものとなっております。本件について、付議決定をいただいた場合には、神奈川県公報への登載をもって指定となります。また、本日、県政記者クラブに対し、当該物件の指定について参考資料送付を行う予定となっております。

説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員 説明の中にもあったように、全国的にも大変珍しいものなことなのですが、現在の保存状態と今後の保存については、どのような状況ですか。これだけ貴重なものを後世に伝えていくことを考えたときに、今の保存状況で十分に対応できるのか、それとも、県の指定になることによって、変化が起きてくるのか、その辺はいかがでしょうか。

文化遺産課長 現在の保存状態はかなり良い状態になっており、本体に不朽部分なども見当たらないです。ですが、やはり長年経過をしていく中で、状態が悪化してくれば、県では補助金なども出せますので、修理ということになれば、指定文化財となりますので、県で補助をするという形で、保存に向けての支援ができると思っております。

笠原委員 こうした形あるものが保存されていくことは、目に見える形になるので分かるのですが、直接関係はないのですが、無形文化財などの様々な人によって伝えていく文化財の保護、県が保有している重要な過去の遺物の状態を良くし、後世につなげていくかということは、すごく大事なことになるだろうと思うので、是非、その辺りを視野に入れながら、それぞれのこのような貴重なものを保存しているところと連携しながら、保存については継続的にしっかりと対応していただきたいと思います。お願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

今の笠原委員の質問に続けて、私からもよろしいですか。鎌倉時代からの仏像ということなので、螺髪の銅線を巻いたことから見ても、運慶一派との何らかの関係があ

るのかと思いますけど、金沢文庫が密接に調べていると思いますが、そういうことと関連して、このような仏像一つを指定するときに、説明にもあったように、元々、浄土系のお寺にあったというものが、今は曹洞宗のお寺になぜかあるという来歴を示すような文書などがいろいろとあると思うのですけれども、あるのですか。そういうものも含めての調査、指定になる、それだけお金が要るということですけど、指定後に金沢文庫が調査をさらにするときに、十分なお金もいくようになるのか。

それからもう一つは、我々が金沢文庫に訪問したときに困っていたのは、非常に専門的に調査しているのですが、我々は教育委員会ですから、それを神奈川県の高校生と共有するという広報、発信ということにも、「実はこういうものがあります。新しく指定しました。」と発信していかなくてはいけないではないですか。そういうことも含めての予算付けになるのかをお聞きしたい。もちろん、今のところはないというのであれば、これから考えます、要求していきますと言っても結構です。

文化遺産課長 まず、予算について、補助金自体は、修理等に関する部分となっておりますが、例えば防災という視点でもありますので、例えば、盗難、あるいは建物自体が、それを保存している本堂の状況の悪化によって、お像が安全に保存できないなどという状態であれば、そういう部分についても一部補助ができると思っております。

指定した後の公開、活用ですけれども、指定となれば、今はお寺の方で本像として保存されておりますけれども、定期的に公開して、お寺を訪れた方に見ていただく機会を設けていただくことにはなると思っております。

下城委員 国、県が、きちんと歴史を残して伝えていく、子どもたちに伝えていくというのであれば、こういうことだと思いますので、しっかりやっていただきたいし、やっていきたいと思います。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がなければ、採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの定教第46号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、日程第2の報第27号に移ります。

管理担当課長 「報第27号」について説明します。ファイル08「報第27号」をお開きください。

「令和6年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について」です。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により、教育長が事務を臨時に代理し、被表彰者を決定しましたので、その結果を報告するものです。

表彰の概要について説明します。3/3ページの「報第27号関係」をご覧ください。永年勤続職員表彰については、既に11月定例会において、12月1日を基準日として、勤続期間が25年以上の者を表彰することについて報告しましたが、今回は、3月末退職予定者で新たに25年以上の基準を満たした者など、11月定例会の報告時以降に表彰することとした者をご報告するものです。

「1 対象者」「2 表彰候補者の基準」は資料に記載のとおりです。

「3 被表彰者数」の表の太枠のとおり、追加で5名を表彰することとし、今年度の被表彰者は、合計で246名となりました。

「4 審査手続」「5 今後の予定」については、資料記載のとおりです。

次に、2/3ページにお戻りいただき、被表彰者の内訳表をご覧ください。こちらは、区分ごとの被表彰者の人数をまとめたものです。

私からの報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

笠原委員 この件については了解ですが、これまでの永年勤続表彰に関しては、これが設けられたときから、時代的にも変化をしてきているという現状の中で、改めての見直しなど、その辺は現状としてどの程度まで。

管理担当課長 見直しは全庁的に進んでいるところで、今後報告させていただきます。

笠原委員 見直しをされているということでよろしいですか。

管理担当課長 見直しが進んでおります。

笠原委員 引き続きよろしくお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問がないようでしたら、次に日程第1の定教第47号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長を指定します。

(9時55分非公開の会議に入り、11時35分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和7年3月11日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

＜非公開会議審議等結果＞

日程第1

定教第47号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第48号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第49号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第50号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。